D&I・国際交流委員会規程

（設置）

第 1 条　応用物理学会（以下「本会」という）に D&I・国際交流委員会（以下「委員会」という）をおく。

（任務）

第 2 条　委員会は、本会もしくは会員が関わる諸事項におけるダイバーシティ＆インクルージョンを推進することにより、個が尊重され、各々の才能を十分に発揮できる社会の実現に向けて活動する。

2. 委員会は、本会の国際戦略企画・立案、国際関係業務（国際会議等）に関する事項について審議する。
3. 委員会は、応用物理学会ダイバーシティ＆インクルージョン賞受賞候補者の選考を行う。なお、選考規程は別途定める。
4. 委員会は、Association of Asia Pacific Physical Societies (AAPPS)の活動に関する事項について審議する。
5. 委員長は、委員会の審議の経過および結果について理事会に報告する。

（組織）

第 3 条　委員会は、委員長、副委員長各 1 名および委員をもって組織する。

2. 委員長および副委員長は、理事のうちより会長が理事会に諮り委嘱する。
3. 委員は委員長の推薦にもとづき会長が理事会に諮り委嘱する。

（任期）

第 4 条　委員長、副委員長および委員の任期は 1 年とする。

2. 委員の重任を妨げない。
3. 応用物理学会倫理綱領に違反もしくは抵触した場合、当該委員の任を解くものとする。

（運営）

第 5 条　委員長は委員会を召集し、その議長となる。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
4. 必要により、委員長は委員会にメール審議を求めることができる。
5. 委員会の議事録を作成し、議事の経過及びその結果を記録する。
6. 委員会業務の担当委員を決め運営する。

第 6 条　委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の委員会への出席を要請することができる。

（秘密保持）

第 7 条　委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た個人情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。

（雑則）

第 8 条　委員会の庶務は事務局において処理する。

第 9 条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

（改正）

第 10 条　本規程は総務担当理事の承認を経て改正することができる。

附則

本規程は 2025 年 4 月 1 日から施行する。（2025 年 2 月 18 日 理事会承認）
ダイバーシティ＆インクルージョン委員会規程（2022 年 3 月 14 日施行）および国際交流委員会規程（2022 年 3 月 14 日施行）は、本規程施行に伴い廃止する。